

資料3—補足

資料3のCASE1～3の改定内容及び説明

改定案	改定内容				説明	1か月20m ³ (2か月40m ³) 使用時の使用料(税込み)		
	基本使用料(1か月当たり)	従量使用料	水量区分	改定率		改定前	改定後	差額
現行	8m ³ まで 1,100円	—	—	—		—	—	—
CASE1 8m ³ まで	1,200円	9%	変更なし	平均18%	・水量ごとの改定率の差が小さい。 ・水量に係わらず一定の負担増となるため、使用量の 大きい使用者の改定率がほかの水量区分に比べて高 くなる。	5,904円	6,758円	854円
CASE2 8m ³ まで	1,200円	9%	30m ³ から100m ³ ま での区分を細分化	平均21%	・大口使用者(事業者)の改定率がほかの水量区分に 比べて高くなる反面、節水効果等による使用水量の増 減の影響を受けやすい。	5,904円	6,960円	1,056円
CASE3 水量に 係わらず 一律	1,100円	0%	1m ³ から16m ³ ま での区分を新設	平均14%	・使用水量が少量または多量となる場合の改定率を 抑制している。 ・幅広い使用者に負担を求めるため、節水効果等によ る使用水量の増減の影響を受けにくい。	5,904円	6,855円	951円